五　変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
六　石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
七　石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
八　石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
九　電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
十　インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十九号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第一条　ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十二年十一月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

（ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第二条　ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十二年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年十一月三十日」を「平成二十四年一月三十一日」に改め、同条第一号中「国際連合ハイチ安定化ミッション国際連合事務総長首席副特別代表室」を「国際連合ハイチ安定化ミッション国際連合事務総長副特別代表室」に改め、同条第三号中「震災復旧業務の」を「震災復旧業務及び法第三条第三号ヌに掲げる業務の」に、「震災復旧業務に」を「これらの業務に」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
外務大臣　前原　誠司
防衛大臣　北澤　俊美

府　令

○内閣府令第四十八号

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。

九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

第四十一条第三項第二号イ(1)中「（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。